

法律名	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法
施行日	平成 6 年 平成 15 年改正
目的	特定水道利水障害を防止する上で水道水源水域の水質の保全を図ることが重要であることにかんがみ、水道水源水域の水質の保全に関する基本方針を定めるとともに、特定水道利水障害の防止のための対策を実施しなければならない水道水源水域について、水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定、水質の保全に資する事業の実施、水質の汚濁の防止のための規制その他の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより、水道水源水域の水質の保全を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。（第 1 条）
対象者	水道水源域に排出水を排出する事業者
規制対象	一日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上であるかどうかによって規制内容が異なる。（第 2 条、施行令第 4 条）
事業規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50 立方メートル以上 水道水源特定事業場 ・ 50 立方メートル未満 構造等基準に係る施設
規制内容等	<p><u>バイオマス工場などの施設を山間部や林地に立地する場合、そこが水道水源域だと、以下の規制を受ける。水道水源域とは、水質汚濁防止法 に規定された公共用水域で、水道事業のための原水として利用される河川の流域である(第2条4)。</u></p> <p>環境大臣は、都道府県知事の申出により、水道水源域のうち、水質の保全に関する施策を総合的かつ計画的に講ずる必要があると認められる水域を指定水域として指定し、指定水域の水質の汚濁に係があると認められる地域を指定地域として指定している。（第 4 条）</p> <p>環境大臣は、水質保全のための計画を定めている。水質保全計画では以下の事項が規定されている。（第 5 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 指定水域の水質の保全に関する方針 2) 水道事業者が指定水域の水質の汚濁の状況に応じて講ずる措置 3) 指定水域の水質の保全に関する目標 4) 下水道、し尿処理施設及び浄化槽の整備、しゅんせつその他の指定水域の水質の保全に資する事業に関する事項

	<p>5) 指定水域の水質の汚濁の防止のための規制 等</p> <p>規模に関わらずの水道水源域に排出水を排出する事業者は、特定施設の設置に届出が必要となる。（第11条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名 2) 工場又は事業場の名称及び所在地 3) 水道水源特定施設の種類 4) 水道水源特定施設の構造 5) 水道水源特定施設の使用の方法 6) 汚水等の処理の方法 7) 排出水の特定項目に係る汚染状態及び量 8) その他環境省令で定める事項 <p>都道府県知事の指定する水域では、水道水源特定事業場は、特定排水基準を遵守し、かつ排出水の汚染状態を測定、その結果を記録しておかなければならぬ。（第9条、第10条）</p> <p>都道府県知事は、指定水域の水質の汚濁を防止するために、豚房、牛房及び馬房とこれに接する畜舎の通路等の構造、汚物だめ、汚水だめの関する構造等基準と汚物だめ及び汚水だめの使用、ふん尿の管理に関する事項を定めており（第9条、施行規則第5条）、構造等基準に係る施設を設置している者は、その構造等基準を遵守しなければならぬ（第10条）。</p>
備考	バイオマス工場・流通施設を水道水減域となる山間部や林地に立地する場合に規制を受ける。
対象資源分類	製材工場等残材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、施設計画、生産、運営管理（排水管理）
関連法	水質汚濁防止法